議案第27号

市道路線(北ノ作日渡線)の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線名	起	点	終	点	経過地
北ノ作日渡線	花輪字北ノ作 452番地先		不入斗字日渡 84番1地先		

平成23年2月25日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

道路の周辺における土地利用の変化により、専ら一般交通の用に供する道路となったため、北ノ作日渡線を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。